一宮市物品等電子調達実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一宮市契約規則(昭和50年一宮市規則第16号)及び一宮市物品購入関係入 札者心得書に定めるもののほか、一宮市があいち電子調達共同システム(物品等)を利用して行 う物品の買入れ、借入れ又は役務の提供等に係る調達の手続に関し必要な事項を定めるものとす る。

(優先順位)

第2条 この要領は、電子入札において、一宮市物品購入関係入札者心得書に優先する。ただし、 この要領に規定のない事項については、一宮市物品購入関係入札者心得書の規定を準用する。 (用語の定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) あいち電子調達共同システム(物品等)

愛知県及び愛知県内の市町村等が共同で運営する情報システムで、入札参加資格申請システム、電子入札システム及び入札情報サービスシステムにより構成され、入札参加資格申請や電子入札等をインターネットを利用して行う情報システムの総称をいう。

(2) 入札参加資格申請システム

あいち電子調達共同システム(物品等)のサブシステムで、物品の製造・販売、役務の提供等に係る入札等に参加するための入札参加資格申請等に関する事務手続を処理する情報システムをいう。

(3) 電子入札システム

あいち電子調達共同システム(物品等)のサブシステムで、入札に関する事務手続を処理 する情報システムをいう。

(4) 入札情報サービスシステム

あいち電子調達共同システム(物品等)のサブシステムで、入札関係情報を閲覧することができる情報システムをいう。

(5) 電子入札

電子入札システムを利用して執行する入札(オープンカウンタに係る見積りを含む。)をいう。

(6) 紙入札

電子入札によらず書面により執行する入札をいう。

(7) オープンカウンタ (公開見積競争)

電子入札システムにより案件を公開し、一定の資格を有する不特定多数の者から見積書の 提出を受け、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者との間に契約 を締結する契約方式をいう。

(8) I Cカード

電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子証明書及び商業登記法(昭和38年法律第125号)に基づき登記官が作成した電子証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカードをいう。

(9) I D

電子入札に参加しようとする者が、入札参加資格申請システムにより、一宮市へ入札参加 資格申請を行い、資格認定後交付される識別符号をいう。

(10) 執行担当者

発注者側において、電子入札システムを利用する入札案件の、案件登録から入札結果の公

表に至る一連の事務手続を担当する職員をいう。

(11) 電子くじ

電子入札において、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときに、電子入札システムの機能を使用して落札者を決定する仕組みをいう。

(12) 発注者

一宮市長並びに一宮市水道事業等管理者及び一宮市病院事業管理者をいう。

(電子入札の対象)

- 第4条 電子入札の対象となる契約方式は次に掲げるものとする。ただし、発注者が電子入札に付することが適当でないと認めるものは除くものとする。
 - (1) 一般競争入札(総合評価一般競争入札を除く。)
 - (2) 指名競争入札(総合評価指名競争入札を除く。)
 - (3) 随意契約(オープンカウンタに限る。)

(電子入札システムを利用できる者)

- 第5条 電子入札システムを利用できる者は、入札参加資格申請システムにより入札参加資格の申請を行い、資格認定を受けた者とする。
- 2 電子入札システムを利用しようとする者は、前項の資格認定後、入札参加資格申請システムより交付される I D、初期パスワード及び初期見積用暗証番号を使用して電子入札システムにログインし、初期パスワード及び初期見積用暗証番号を変更するものとする。

ただし、入札参加資格申請システムにより、初期パスワードを変更している場合は、再度の パスワードの変更は要しない。

(ICカードの登録)

- 第6条 電子入札システムにより競争入札に参加しようとする者は、電子入札システムにICカードの登録を行わなければならない。
- 2 電子入札システムにより競争入札に参加しようとする者は、登録済みのICカードが失効した場合又はICカードを更新した場合、次の各号によりICカードの登録を行わなければならない。
 - (1) 登録済みの I Cカードが失効した場合 新たに取得した I Cカードにより再度 I Cカードの登録を行う。
 - (2) ICカードを更新した場合

登録済みのICカード及び新たに取得したICカードを用いてICカードの更新の登録を行う。

(ICカードの名義人)

- 第7条 I Cカードの名義人は一宮市の入札参加資格者名簿に登録された個人又は法人の代表者とする。ただし、代表者から一宮市の入札に関する権限の委任を受けた者(以下「受任者」という。)がいる場合は、受任者とする。
- 2 I Cカードの名義人に変更の事由が発生した場合は、入札参加資格申請システムにより申請 内容の変更の手続きを行うとともに、前条第2項第2号の方法により新たな名義人の I Cカード に更新しなければならない。
- 3 電子入札参加者が、他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加又は参加しようとする等ICカードを不正に使用した場合、発注者は、その者が行った入札の無効、契約解除等の措置を取ることができる。

(案件登録等)

第8条 発注者は、電子入札を実施しようとするときは、案件内容等を電子入札システムに登録し、公開するものとする。

(競争入札参加資格確認申請書等の提出)

- 第9条 一般競争入札に参加しようとする者は、電子入札システムにより当該入札に参加するために必要となる資格を有することを証明する書類を添付し、電子署名及び電子証明書(以下「電子署名等」という。)を付した競争入札参加資格確認申請書(様式1)を申請期間内に発注者へ提出しなければならない。
- 2 一般競争入札(入札後資格確認型)に参加しようとする者は、電子入札システムにより当該 入札に参加するために必要となる資格を有することを証明する書類を発注者へ提出しなけれ ばならない。

(入札参加資格の確認)

- 第10条 発注者は、前条の競争入札参加資格確認申請書を受領したときは、入札参加資格者名簿 等により参加資格の有無を確認し、その結果を記載した競争入札参加資格確認通知書(様式2) を電子入札システムにより送信するものとする。
- 2 前項の通知書を受領した者は、電子入札システムにより前項の通知書の内容を確認しなければならない。

(指名の通知)

- 第11条 発注者は、指名競争入札を実施しようとするときは、一宮市契約規則第52条第2項に掲げる事項を記載した指名通知書(様式3)を電子入札システムにより送信するものとする。
- 2 指名の通知を受けた者は、電子入札システムにより前項の通知書の内容を確認しなければならない。

(入札書の提出)

第12条 電子入札参加者は、電子入札システムにより入札書(見積書を含む。第22条に規定する 再度入札にあっては、再入札書。以下同じ。)を作成し電子署名等を付した上で、入札受付期 間内に発注者へ提出しなければならない。

ただし、オープンカウンタの場合は、電子署名等を付すことに代えて、電子入札システムより見積用暗証番号を入力するものとする。

(紙入札の承認)

- 第13条 電子入札案件において、紙入札での参加を希望する者は、入札受付期間終了時までに紙 入札参加承認願(様式4)(以下「承認願」という。)により発注者の承認を得るものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に定める欧州連合の供給者(以下「欧州連合の供給者」という。) は、承認願の提出を要さず、紙入札による参加を認められるものとする。
- 3 第1項の規定により承認願の提出があった場合は、発注者は次の各号のいずれかに該当する場合に限り、紙入札での参加を承認するものとする。
 - (1) I Cカードが失効、閉塞又は破損等で使用できなくなり、電子入札における所定の期日 までに再発行される見込みがなく、発注者がやむを得ないと認める場合
 - (2) I Cカードの名義人に退職、異動等の事由が生じたため、新名義での I Cカード取得手続中の場合
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、入札に参加しようとする者にやむを得ない事由があるものと認められる場合
- 4 発注者は、紙入札での参加を承認する場合は紙入札承認通知書(様式5)により、不承認の場合は紙入札不承認通知書(様式6)により不承認の理由を明らかにして、それぞれ通知しなければならない。
- 5 紙入札の承認を受けた入札参加者(以下「紙入札参加者」という。)は、承認後の電子入札 システムによる手続は認めないものとする。なお、紙入札の承認を受けた入札参加者が承認前 に電子入札システムにより行った手続は有効なものとして取り扱う。

(紙入札の取扱い)

- 第14条 紙入札における入札は、入札書(様式7)によるものとする。ただし、単価契約等において発注者から別に指示がある場合は、入札書の様式はその指示によるものを使用するものとする。
- 2 紙入札の承認願、書面による競争入札参加資格確認申請書、当該入札に参加するために必要 となる資格を有することを証明する書類、入札書の提出場所、提出方法については、案件ごと に発注者が指示するものとする。
- 3 紙入札の書類には、契約の締結等に使用する代表者の印を押印するものとする。
- 4 書面による競争入札参加資格確認申請書、入札書の受付期間については、特段の指示のない限り、電子入札システムによる受付期間と同一とする。
- 5 入札書の提出に当たっては、封筒に封印し、代表者又はその委任を受けた者が持参により提出しなければならない。ただし、欧州連合の供給者については、郵送による入札書の提出を認める。

(入札の辞退)

第15条 電子入札参加者が電子入札を辞退しようとする場合は、入札受付期間内に電子入札システムにより、発注者へ辞退届(様式8の1) (第22条に規定する再度入札にあっては、再入札辞退届(様式8の2))を提出するものとする。

ただし、紙入札参加者が辞退しようとする場合は、入札受付締切時間までに書面により発注者へ辞退届を提出するものとする。

2 入札書を提出した後は、辞退することができない。

(入札の中止)

- 第16条 発注者は、入札を公正に執行することができないと判断される場合は、入札を中止する ことができる。
- 2 前項の規定により、入札を中止した場合、発注者は、電子入札システムにより案件中止の登録を行うとともに、電子入札参加者に通知するものとする。

(開札予定日時等の変更)

第17条 発注者は、案件登録の後、特段の事情により入札受付期間又は開札予定日時を変更する場合は、電子入札システムにより変更登録を行うとともに、電子入札参加者に対し、電子入札システムにより日時変更通知書(様式9)を送信するものとする。 (開札)

- 第18条 開札は、当該入札事務に関係のない職員の立会いのうえで、開札予定日時後、速やかに 行うものとする。
- 2 紙入札がない場合で入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせないことができる。
- 3 紙入札がある場合、執行担当者は、入札価格及び電子くじ番号を電子入札システムに入力した後に電子入札システムにより一括開札を行うものとする。

(電子くじによる落札者の決定)

- 第19条 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決 定するものとする。
- 2 紙入札参加者は、入札書に電子くじ番号(任意の3桁の数値)を記載して提出するものとする。 なお、入札書に電子くじ番号の記入がない場合は、「999」と記載されたものとみなす。 (落札者の決定の通知)
- 第20条 落札者を決定した場合は、発注者は電子入札参加者に対し、電子入札システムにより落 札決定通知書(様式10)を送信するものとする。

(保留の通知)

第21条 発注者は、開札後ただちに落札者を決定することができない場合は、電子入札参加者に対し、電子入札システムにより、保留通知書(様式11)を送信するものとする。

(再度入札)

- 第22条 開札をした場合において、入札参加者の入札価格が予定価格の制限の範囲内にないとき (最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札 がないとき)は、再度の入札を行うことができる。
- 2 再度入札の入札受付期間及び開札日時は、案件ごとに発注者が指定し、電子入札システムにより再入札通知書(様式12)を送信するものとする。
- 3 再度入札の回数については、2回までの範囲内で案件ごとに発注者が定めるものとする。
- 4 前項までの規定にかかわらず、オープンカウンタにおいては、再度見積りは実施しないこととする。

(不調)

第23条 発注者は、落札者がなく不調となった場合は、電子入札参加者に対し、電子入札システムにより不調通知書(様式13)を送信するものとする。

(紙入札参加者への通知)

第24条 紙入札参加者に対する第16条、第17条、第20条、第21条、第22条第2項及び第23条の通知は、口頭又は書面等確実な方法により行うものとする。

(結果の公表)

第25条 発注者は、電子入札システムにより電子入札を実施した場合は、その結果を入札情報サービスシステムに登録し公表するものとする。

(電子入札システムによる提出)

- 第26条 電子入札システムにより送信された競争入札参加資格確認申請書、入札書、辞退届は、電子入札システムのサーバに備えられたファイルへ記録された時点で提出されたものとする。
- 2 電子入札参加者は、これらのサーバへの到達を電子入札参加者の使用するパーソナルコンピュータに表示される受信確認通知画面により確認するものとし、確認後、当該画面を印刷して保管しなければならない。

(電子ファイルの提出)

- 第27条 電子入札参加者は、発注者へ資料を提出する場合は、原則として電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルにより提出するものとする。
- 2 前項の電子ファイルの容量、ファイルの圧縮形式、使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式は、あいち電子調達共同システム(物品等)の利用規約のとおりとする。
- 3 電子入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成するものとし、電子ファイルを添付する際には、必ずウィルス感染のチェックを行わなければならない。
- 4 執行担当者は、電子ファイルへのウィルス感染が判明した場合は、直ちに閲覧等を中止し、 ウィルス感染している旨を当該入札参加者に連絡し警告するとともに、再提出の方法について 協議するものとする。ただし、電子ファイルによる再提出は、入札参加者において確実なウィ ルス駆除が可能と執行担当者が判断するときに限り認めるものとする。
- 5 電子ファイルによる送信ができない場合については、発注者の指示するところにより、郵送 又は持参により提出ができるものとする。その場合の提出期限については、特段の定めのない 限り電子入札システムによる場合と同一とする。

(障害時等の対応)

第28条 案件登録後、発注者の使用に係る電子入札システムの障害、天災・広域停電・通信障害によるネットワーク障害、その他やむを得ない事情により、電子入札システムの利用が不能となった場合で、障害の復旧又は状況の改善が見込めず電子入札が実施できないと発注者が判断

したときは、電子入札を中止又は紙入札へ変更することができる。

- 2 紙入札へ変更する場合は、執行担当者は入札参加者に対し、電話等の確実な方法で次の各号を速やかに連絡するとともに、入札方法変更通知書(様式14)により通知するものとする。
 - (1) 入札方法を紙入札に変更したこと
 - (2) 既に完了している電子入札システムによる手続は有効なものとして取り扱うこと
 - (3) 既に送信された入札書は無効とすること
 - (4) 既に入札書を送信した者は改めて書面により入札書を提出しなければならないこと
 - (5) 紙入札に係る入札方法その他必要事項 (実施の細目)

第29条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な細目は、別に定める。

付 則

この要領は、平成20年8月18日から施行する。

付 則 (平成25年10月21日一部改正) この要領は、平成25年10月21日から施行する。

付 則 (平成29年4月3日一部改正) この要領は、平成29年4月3日から施行する。

付 則 (平成31年4月1日一部改正) この要領は、平成31年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年4月1日一部改正) この要領は、令和3年4月1日から施行する。

競争入札参加資格確認申請書

一宮市長殿

業者登録番号 商号又は名称 代表者役職氏名

下記案件に係る入札に参加したいので、競争入札参加資格を確認してください。なお、申請内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

案件番号 調達整理番号 案件名称

競争入札参加資格確認通知書

業者登録番号 商号又は名称 代表者役職氏名 様

一宮市長

先に申請のありました下記案件に係る競争入札参加資格については、次のとおり確認しました。

記

案件番号 調達整理番号 案件名称

入札受付期間 年月日時分~ 年月日時分

開札日時 年月日時分

備考

競争入札参加資格の有無

指名通知書

業者登録番号 商号又は名称 代表者役職氏名 様

一 宮 市 長

指名競争入札を下記のとおり行いますので、案件内容を確認の上、入札に参加してください。

記

案件番号 調達整理番号 案件名称

質問申請期間年月日時分~年月日時分同等品申請期間年月日時分~年月日時分入札受付期間年月日時分~年月日時分

開札日時 年月日時分

納期(履行期間) 年 月 日

納入場所 (履行場所)

備考

紙入札参加承認願

年 月 日

(あて先) 一宮市長

住所又は所在地 商号又は名称 代表者役職氏名

印

下記の電子入札案件については、電子入札システムを利用しての入札参加(見積書提出)ができないため、紙入札での参加を承認してください。

記

- 1 案件名称
- 2 電子入札システムで参加できない理由

紙入札承認通知書

年 月 日

様

一宮市長

年 月 日付けで承認願の提出されました下記案件への紙入札参加を承認します。

記

- 1 案件名称
- 2 紙入札に関する事項
 - (1) 入札(見積)受付期間
 - (2) 入札書(見積書)提出場所
 - (3) 開札日時
 - (4) その他必要事項
 - ・ 入札書(見積書)に、くじ番号(任意の3桁の数値)を記入してください。
 - ・ 入札書(見積書)は、封書に案件名称、あて名及び入札者の氏名を記載し押印の上、封印して提出してください。

紙入札不承認通知書

年 月 日

様

一 宮 市 長

年 月 日付けで承認願の提出されました下記案件への紙入札参加は承認しません。 記

- 1 案件名称
- 2 不承認の理由

				入 札 書			
案	件	名	称				
数			量				
入	札	金	額.	<u></u> 円			
契約希望金額は入札金額に 100 分の 110 (※) を乗じて得た金額 一宮市契約規則、一宮市物品購入関係入札者心得書及び入札条件承諾のうえ入札します。							
(あて先	Ē) —	宮市長		年	月	日
······				住所又は所在地			
3 桁の任意のくじ番号を記入す			号を記入す	商号又は名称			
ること。				代表者役職氏名		印	
				代理人 住 所(*)		(m)	
·				.		(EII)	
	(*)法人等の所在地ではなく、代理人個人の住所を記入						

※ 案件が消費税及び地方消費税の軽減税率対象品目の場合は、100分の108

(注意事項)

使用する印鑑は、契約の締結等に使用する代表者の印鑑としてください。金額の訂正は入札無効となります。

封筒に入れ、案件名称、あて名及び入札者の氏名を記載し押印の上、封印して提出してください。

辞退届

一宮市長殿

業者登録番号 商号又は名称 代表者役職氏名

下記案件に係る入札を辞退します。

記

案件番号 調達整理番号 案件名称

入札執行回数 回目

再入札辞退届

一宮市長殿

業者登録番号 商号又は名称 代表者役職氏名

下記案件に係る再入札を辞退します。

記

案件番号 調達整理番号 案件名称

入札執行回数 回目

日時変更通知書

業者登録番号 商号又は名称 代表者役職氏名 様

一宮市長

下記案件については、次のとおり日時の変更をします。

記

案件番号 調達整理番号 案件名称

(入札) 執行回数 回目

入札(見積)受付期間 年月日時分~平成年月日時分

開札日時 年月日時分

落札決定通知書

業者番号 商号又は名称 代表者役職氏名 様

一宮市長

下記案件については、次のとおり落札者を決定しました。

記

案件番号 調達整理番号 案件名称

開札日時 年月日時分

落札者

落札金額 円

保留通知書

業者番号 商号又は名称 代表者役職氏名 様

一 宮 市 長

下記案件について、落札の決定を保留します。

記

案件番号 調達整理番号 案件名称

(入札) 執行回数 回目

再入札通知書

業者番号 商号又は名称 代表者役職氏名 様

一宮市長

下記案件については、次のとおり再入札を行いますので、入札受付期間内に再入札書を提出してください。

記

案件番号 調達整理番号 案件名称

入札執行回数 回目

入札受付期間 年月日時分~ 年月日時分

開札日時 年月日時分

入札最低金額

不調通知書

業者番号 商号又は名称 代表者役職氏名 様

一宮市長

下記案件については、不調となりました。

記

案件番号 調達整理番号 案件名称 (入札)執行回

(入札) 執行回数 回目

入札方法変更通知書

年 月 日

様

一宮市長

下記の入札について、一宮市物品等電子調達実施要領第28条の規定に基づき、電子入札から紙入札へ変更しますので通知します。

記

- 1 案件名称
- 2 紙入札に関する事項
 - (1) 入札執行(見積書提出)日時
 - (2) 入札執行(見積書提出)場所
- 3 その他
 - (1) 既に完了している電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱います(入札(見積)書は除く)。
 - (2) 既に送信された入札(見積)書は無効とし、開札は行いませんので、改めて入札(見積)書を提出してください。

一宮市オープンカウンタ実施に関する細目を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一宮市物品等電子調達実施要領(平成20年制定。以下「要領」という。) 第29条の規定に基づき、オープンカウンタ(公開見積競争)による契約の相手方の決定に関 し必要な事項を定めるものとする。

(対象契約)

第2条 オープンカウンタによることができる契約は、予定価格が10万円を超え80万円以下の物品購入案件とし、対象とする案件は、仕様書及び対象業者数等を考慮し決定することとする。

(参加資格)

- 第3条 オープンカウンタに参加する者に必要な資格は、案件の公開日前日において次の各号に 掲げるすべての条件を満たす者であることとする。
 - (1) 要領第5条第1項に規定する要件に該当し、かつ、本市から指名停止の処分を受け、その期間中でない者
 - (2) 前号に掲げるもののほか、案件ごとに定める要件に該当する者

(契約の相手方の決定)

第4条 要領第3条第7号の規定による見積書の提出があった場合において、予定価格の制限の範囲内で見積りをした者がいないときは、再度見積りは行わず、オープンカウンタ以外の随意契約によって契約の相手方を決定することができる。

付 則

この要綱は、平成20年8月18日から施行する。